

## 埼玉県公安委員会規程第1号

埼玉県公安委員会公文例規程を次のように定める。

平成28年3月1日

埼玉県公安委員会委員長

### 埼玉県公安委員会公文例規程

埼玉県公安委員会公文例規程（平成14年埼玉県公安委員会規程第12号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、埼玉県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の公文書（以下「公文書」という。）の作成に関し必要な事項を定めるものとする。

（公文書作成の原則）

第2条 公文書は、正確に分かりやすく作成しなければならない。

2 公文書は、左横書きとする。ただし、文書の性質上左横書きとすることが適当でないものを除く。

（用字及び用語）

第3条 公文書の用字及び用語は、原則として送り仮名の付け方（昭和48年内閣告示第2号）、現代仮名遣い（昭和61年内閣告示第1号）、外来語の表記（平成3年内閣告示第2号）、常用漢字表（平成22年内閣告示第2号）、公用文における漢字使用等について（平成22年内閣訓令第1号）等によることとし、的確かつ簡潔に記載するものとする。

（公文書の種類）

第4条 公文書の種類は、次のとおりとする。

- (1) 規則 警察法（昭和29年法律第162号）第38条第5項の規定により制定するものをいう。
- (2) 告示 法令の規定又は職務上の権限に基づき、処分又は決定した事項を一般に公示するものをいう。
- (3) 規程 公安委員会の運営に関する細目的事項及び警察管理の権限に基づき、警察部内に関する事項について制定するものをいう。
- (4) 指令 特定の個人、法人及び団体からの申請、願出等に対し、許可、認可、承認等をするもの及び法令の規定に基づき命令又は指示を行うものをいう。
- (5) 往復文書 前各号に掲げる公文書以外のものであって、部外の個人に対して、又は機関相互間（部外宛てのものを含む。）において事務上の通知等をするものをいう。

(形式等)

第5条 公文書を作成する際の書式の設定は、次表のとおりとする。

文字の大きさ	10.5ポイント
字体	明朝体
1行当たりの文字数	42字
1ページ当たりの行数	29行
ページ余白	上、下、右 各20ミリメートル 左 25ミリメートル（とじ代を含む。）

2 前条に規定する公文書の形式等は、原則として別添のとおりとする。

附 則

この規程は、平成28年3月1日から施行する。

附 則（令和元年6月28日公安委員会規程第4号）

この規程は、令和元年7月1日から施行する。



×××附×則

×（施行期日）

1 ×この規則は、元号○年○月○日から施行する。

×（〇〇〇〇）

2 ×〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。



2 規則の全部を改正する場合は、次に掲げる例による。

×○○○○○○規則をここに公布する。

××元号○年○月○日

埼玉県公安委員会委員長×氏 名××

埼玉県公安委員会規則第○号

×××○○○○○○規則

×○○○○○○規則（元号○年埼玉県公安委員会規則第○号）の全部を改正する。

〔中略〕

×××附×則

×この規則は、元号○年○月○日から施行する。

3 規則の一部を改正する場合は、次に掲げる例による。

(1) 一つの規則を改正するもの

×○○○規則の一部を改正する規則をここに公布する。

××元号○年○月○日

埼玉県公安委員会委員長×氏 名××

埼玉県公安委員会規則第○号

×××○○○規則の一部を改正する規則

×○○○規則（元号○年埼玉県公安委員会規則第○号）の一部を次のように改正する。

×目次中「○○○」を「△△△」に改める。

×第1条の見出しを「(○○○○)」に改め、同条第1項中「○○○」を「△△△△」に改める。

×第2条第1項中「○○○」の次に「△△△△△」を加え、「□□□」を削る。

×第3条及び第4条を次のように改める。

×(○○○○)

第3条×○○○。

2×○○○。

X(1)×○○○。

X(2)×○○○。

第4条×削除

×第5条中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とする。

×第6条第1項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

X(2)×○○○。

×別表（別記様式）第○中 「

○○○○○○○○
○○○○○○○○

」 を 「

△△△△△
-------

」 に、「○○

○○○」を「△△△△△」に改める。

×別表（別記様式）第△を次のように改める。

[ページを改める]

別表（別記様式）第△（第○条関係）

○ ○ ○ ○

○ ○	○ ○	○ ○
○○○	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	○○○○○○○○○○
○○○	○○○○○○○○○○	○○○○○○

[ページを改め、附則を記載する]

×××附×則

×この規則は、元号○年○月○日から施行する。



(2) 二つ以上の規則を一つの規則で改正するもの

×○○○○○規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

××元号○年○月○日

埼玉県公安委員会委員長×氏 名××

埼玉県公安委員会規則第○号

×××○○○○○規則等の一部を改正する規則

×（○○○○○規則の一部改正）

第1条×○○○○○規則（元号○年埼玉県公安委員会規則第○号）の一部を次のように改正する。

××第○条第○項中……〔中略〕

×（△△△△△△△△規則の一部改正）

第2条×△△△△△△△△規則（元号△年埼玉県公安委員会規則第△号）の一部を次のように改正する。

××第○条第○項中……〔中略〕

×（□□□□□□規則の一部改正）

第3条×□□□□□□規則（元号□年埼玉県公安委員会規則第□号）の一部を次のように改正する。

××第○条第○項中……〔中略〕

×××附×則

×この規則は、元号○年○月○日から施行する。

4 規則を廃止する場合は、次に掲げる例による。

(1) 一つの規則を廃止するもの

×○○○○規則を廃止する規則をここに公布する。

××元号○年○月○日

埼玉県公安委員会委員長×氏 名××

埼玉県公安委員会規則第○号

×××○○○○規則を廃止する規則

×○○○○規則（元号○年埼玉県公安委員会規則第○号）は、廃止する。

×××附×則

×この規則は、元号○年○月○日から施行する。

(2) 二つ以上の規則を一つの規則で廃止するもの

×○○○○○規則等を廃止する規則をここに公布する。

××元号○年○月○日

埼玉県公安委員会委員長×氏 名××

埼玉県公安委員会規則第○号

×××○○○○○規則等を廃止する規則

×次に掲げる規則は、廃止する。

X(1)×○○○○○規則（元号○年埼玉県公安委員会規則第○号）

X(2)×△△△△△△△規則（元号△年埼玉県公安委員会規則第△号）

X(3)×□□□□□□規則（元号□年埼玉県公安委員会規則第□号）

×××附×則

×この規則は、元号○年○月○日から施行する。

5 規則に係る留意事項は、次のとおりとする。

- (1) 題名が2行以上にわたる場合は、1行目の末尾を2文字空け、2行目以下の初字を1行目と同じ4字目とすること。
- (2) 号以下を細別する場合は、次の例によること。

X(1)×○○○○○○○
××ア×○○○○○○○
××X(ア)×○○○○○○○
××××a×○○○○○○○

(3) 附則は、おおむね次の順序により規定すること。

- ア 施行期日
- イ 経過措置
- ウ 既存の規程の廃止
- エ 既存の規程の一部改正

(4) 共通の動機（原因）に基づいて複数の規則を改正又は廃止する場合は、原則として一つの規則で規定すること。この場合において、改正又は廃止する規則は、改正、廃止の順とし、当該規則の所管所属の建制順かつ制定年月日順に規定し、規則の改正と廃止を同時に行うときの題名の表記は次の例によること。

例 ○○○○○規則等の一部を改正する等の規則

また、二つの規則の改正又は廃止のいずれかのみを行うときの題名の表記は次の例によること。

例1 ○○○○○規則及び△△△△△△△△規則の一部を改正する規則

例2 ○○○○○規則及び△△△△△△△△規則を廃止する規則

(5) 規則の一部改正は、改め文による改正とすること。

## 第2 告示

告示は、次に掲げる例による。

埼玉県公安委員会告示第〇号

×〇〇〇〇〇を次のように定める。(定めた。指定する。改正する。元号〇年〇月〇日から施行する。適用する。元号〇年〇月〇日限り、廃止する。)

××元号〇年〇月〇日

埼玉県公安委員会委員長×氏 名××

[以下略]



(2) 条を置かないもの

埼玉県公安委員会規程第○号

×○○○規程を次のように定める。

××元号○年○月○日

埼玉県公安委員会委員長×氏 名××

×××○○○規程

×○○

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。

×××附×則

×この規程は、元号○年○月○日から施行する。

2 規程の全部を改正する場合は、次に掲げる例による。

埼玉県公安委員会規程第〇号

×〇〇〇〇〇〇規程を次のように定める。

××元号〇年〇月〇日

埼玉県公安委員会委員長×氏 名××

×××〇〇〇〇〇〇規程

×〇〇〇〇〇〇規程（元号〇年埼玉県公安委員会規程第〇号）の全部を改正する。

〔中略〕

×××附×則

×この規程は、元号〇年〇月〇日から施行する。



3 規程の一部を改正する場合は、次に掲げる例による。

(1) 一つの規程を改正するもの

ア 改め文による改正

埼玉県公安委員会規程第〇号

×〇〇〇〇〇規程の一部を改正する規程を次のように定める。

××元号〇年〇月〇日

埼玉県公安委員会委員長×氏 名××

×××〇〇〇〇〇規程の一部を改正する規程

×目次中「〇〇」を「△△」に改める。

×第〇条第〇項中「〇〇〇」を「△△△△」に改める。

[中略]

×××附×則

×この規程は、元号〇年〇月〇日から施行する。

イ 新旧対照表による改正

埼玉県公安委員会規程第○号

×○○○○○○○○○○○○○○○○規程の一部を改正する規程を次のように定める。

××元号○年○月○日

埼玉県公安委員会委員長×氏 名××

×××○○○○○○○○○○○○○○○○規程の一部を改正する規程

×○○○○○○○○○○○○○○○○規程（元号○年埼玉県公安委員会規程第○号）の一部を別添のとおり改正する。

×××附×則

×この規程は、元号○年○月○日から施行する。

[ページを改め、別添に続く]

別添

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>×第1章・第2章×（略）</p> <p>×第3章（第5条～<u>第9条</u>）</p> <p>×附則</p> <p style="text-align: center;">〔1行空ける〕</p> <p>×（<u>△△△△△</u>）</p> <p>第2条×○○○○○○○○<u>△△△△△</u>○○○○○○○○○○○○○○○○○。</p> <p>2×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。</p> <p>X(1)×（略）</p> <p>X(2)×（略）</p> <p>3×（略）</p> <p><u>4</u>×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。</p> <p><u>5</u>×○○○○○○○○<u>△△△△△</u>○○○○○○○○○○○○○○○○○。</p> <p style="text-align: center;">〔1行空ける〕</p> <p>×（○○○○○○○○○○○○○○○）</p> <p>第4条×（略）</p> <p>2・3×（略）</p>	<p>目次</p> <p>×第1章・第2章×（略）</p> <p>×第3章（第5条～<u>第10条</u>）</p> <p>×附則</p> <p style="text-align: center;">〔1行空ける〕</p> <p>×（<u>○○○○○○○</u>）</p> <p>第2条×○○○○○○○○<u>○○○○○</u>○○○○○○○○○○○○○○○○○<u>○○</u></p> <p>×<u>○○○○○○○○○○○○○○○</u>。</p> <p>2×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。</p> <p>X(1)×（略）</p> <p>X(2)×<u>○○○○○○○○○○○○○○○</u>。</p> <p>X(3)×（略）</p> <p>3×（略）</p> <p><u>4</u>×○○○○○○○○<u>○○○○○</u>○○○○○○○○○○○○○○○○○。</p> <p style="text-align: center;">〔1行空ける〕</p> <p>×（○○○○○○○○○○○○○○○）</p> <p>第4条×（略）</p> <p>2・3×（略）</p>

4 × ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。

X(1)～(3) × (略)

X(4) × ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○△△△△△△△△

× × △△△△△△。

第8条・第9条 × (略)

[ 1行空ける ]

別表第○ (第○条関係)

	○○○○○	○○○	○○○	<u>△△△</u>
1～9	(略)			
10	<u>△△△△△</u>	○○○	○○○	○○○
11～15	(略)			

4 × ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。

X(1)～(3) × (略)

X(4) × ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。

[ 1行空ける ]

× (○○○○○○○○○)

第8条 × ○○○。○○○

× ○○○。

2 × ○○○。

[ 1行空ける ]

第9条・第10条 × (略)

[ 1行空ける ]

別表第○ (第○条関係)

	○○○○○	○○○	○○○	<u>○○○</u>
1～9	(略)			
10	<u>○○○○○</u>	○○○	○○○	○○○
11～15	(略)			

別記様式第〇（第〇条関係）

〇 〇 〇

〇 〇	〇 〇
-----	-----

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇 〇 〇

〇〇〇〇〇 〇

別記様式第〇（第〇条関係）

〇 〇 〇

〇 〇

〇 〇

〇〇

〇〇〇〇〇〇〇〇〇。

〇 〇 〇

〇〇〇〇〇 〇

(2) 二つ以上の規程を一つの規程で改正するもの

ア 改め文による改正

埼玉県公安委員会規程第○号

×○○○○○規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

××元号○年○月○日

埼玉県公安委員会委員長×氏 名××

×××○○○○○規程等の一部を改正する規程

× (○○○○○規程の一部改正)

第1条×○○○○○規程 (元号○年埼玉県公安委員会規程第○号) の一部を次のように改正する。

××第○条第○項中……〔中略〕

× (△△△△△△△規程の一部改正)

第2条×△△△△△△△規程 (元号△年埼玉県公安委員会規程第△号) の一部を次のように改正する。

××第○条第○項中……〔中略〕

× (□□□□□□規程の一部改正)

第3条×□□□□□□規程 (元号□年埼玉県公安委員会規程第□号) の一部を次のように改正する。

××第○条第○項中……〔中略〕

×××附×則

×この規程は、元号○年○月○日から施行する。

イ 新旧対照表による改正

埼玉県公安委員会規程第○号

×○○○○○規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

××元号○年○月○日

埼玉県公安委員会委員長×氏 名××

埼玉県公安委員会規程第○号

×××○○○○○規程等の一部を改正する規程

×（○○○○○規程の一部改正）

第1条×○○○○○規程（元号○年埼玉県公安委員会規程第○号）の一部を別添1のとおり  
×改正する。

×（△△△△△△△△△規程の一部改正）

第2条×△△△△△△△△△規程（元号△年埼玉県公安委員会規程第△号）の一部を別添2  
×のとおり改正する。

×（□□□□□□規程の一部改正）

第3条×□□□□□□規程（元号□年埼玉県公安委員会規程第□号）の一部を別添3のお  
×り改正する。

×××附×則

×この規程は、元号○年○月○日から施行する。

[ページを改め、別添1に続く]

別添 1

× (〇〇〇〇〇〇規程の一部改正)

改正後	改正前

別添 2

× (△△△△△△△△規程の一部改正)

改正後	改正前

別添 3

× (□□□□□□規程の一部改正)

改正後	改正前



4 規程を廃止する場合は、次に掲げる例による。

(1) 一つの規程を廃止するもの

埼玉県公安委員会規程第〇号

×〇〇〇〇規程を廃止する規程を次のように定める。

××元号〇年〇月〇日

埼玉県公安委員会委員長×氏 名××

×××〇〇〇〇規程を廃止する規程

×〇〇〇〇規程（元号〇年埼玉県公安委員会規程第〇号）は、廃止する。

×××附×則

×この規程は、元号〇年〇月〇日から施行する。

(2) 二つ以上の規程を一つの規程で廃止するもの

埼玉県公安委員会規程第○号

×○○○○○規程等を廃止する規程を次のように定める。

××元号○年○月○日

埼玉県公安委員会委員長×氏 名××

×××○○○○○規程等を廃止する規程

×次に掲げる規程は、廃止する。

X(1)×○○○○○規程（元号○年埼玉県公安委員会規程第○号）

X(2)×△△△△△△△規程（元号△年埼玉県公安委員会規程第△号）

X(3)×□□□□規程（元号□年埼玉県公安委員会規程第□号）

×××附×則

×この規程は、元号○年○月○日から施行する。

5 規程に係る留意事項は、前記第1の5(1)から(4)までの規定を準用するほか、次のとおりとする。

(1) 規程の一部改正は、改め文又は新旧対照表による改正とすること。ただし、埼玉県報に登載する必要がある規程の改正については、改め文による改正とすること。

(2) 別添とする新旧対照表に係る留意事項は、次のとおりとする。

ア 日本産業規格A列4番の用紙を横長に使用すること。

イ 書式は、次表のとおりとする。

文字の大きさ	10.5ポイント
字体	明朝体
1行当たりの文字数	原則として62字（各欄31字）
1ページ当たりの行数	原則として19行（「別添」表示並びに「改正前」及び「改正後」表示欄を含む。）
ページ余白	上 25ミリメートル（とじ代を含む。） 左、右、下 各20ミリメートル

ウ 規定の抜き出しは、条単位とすること。

エ 改正のない条は、表記しないこと。

オ 見出しは、省略しないこと。

カ 改正のない項又は号（号以下を細分するものを含む。以下同じ。）は省略し、

「（略）」と表記すること。この場合において（略）とする項又は号が連続する場合は「○・○」の例により、3つ以上連続する場合は「○～○」の例により当該項又は号を結ぶこと。ただし、第1項を（略）とする場合は、例1の例により表記すること。

また、各号を列記する規定において、各号列記部分に改正があり、各号列記以外の部分に改正がない場合は、例2の例により改正のない各号列記以外の部分を（略）としないこと。

例 1

改正後	改正前
第○条× (略) 2・3× (略) 4×○○○○○○○○○○○○○○○○ <u>△△△</u> ×○○○○○○○○。	第○条× (略) 2・3× (略) 4×○○○○○○○○○○○○○○○○ <u>○○○</u> ×○○○○○○○○。

例 2

改正後	改正前
<p>第○条× (略)</p> <p>2 × ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○</p> <p>× ○○○○○○○○○○。</p> <p>(1) ~ (3) × (略)</p> <p>(4) × <u>△△△△△△△△△△△△△△△△</u></p>	<p>第○条× (略)</p> <p>2 × ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○</p> <p>× ○○○○○○○○○○。</p> <p>(1) ~ (3) × (略)</p> <p>(4) × <u>○○○○○○○○○○○○○○○○</u></p>

#### 第4 指令

指令は、次に掲げる例による。

(1) 附款を付けないもの

埼玉県公安委員会指令記号第○号

○○○○（処分の相手方）××

×元号○年○月○日付け（記号第○号）で申請の○○○○○（について）は、（○○法（元号○年法律第○号）第○条の規定により）許可（認可・承認）する。（しない。）

××元号○年○月○日

埼玉県公安委員会委員長×氏 名××



